

人材紹介契約書

(以下「甲」という)と、FRUOR 株式会社(以下「乙」という)は、以下の業務について下記の通り契約を締結する。

第 1 条(業務)

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第 2 条(報酬)

1. 甲は、コンサルティング料として、乙が紹介し、甲が採用した者(以下「被採用者」という)1 名ごとに、コンサルティング料を、下記の表に従い支払うものとする。なお、報酬額に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、別紙にて定めるものとする。

職種	コンサルティング料
営業	理論年収の 35%

2. 被採用者が自己都合により入社後 3 ヶ月以内に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から 30 日未満	80%
入社から 60 日未満	50%
入社から 90 日未満	20%
入社から 90 日以上	返還なし

なお、被採用者が甲の就業規則等に違反し、法的に有効に解雇された場合は、上記の報酬返還は適用されるが、他方、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合(名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない)は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

第 3 条(支払)

甲は第 2 条に定める報酬を、被採用者の入社月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第 4 条(再紹介による採用時の報酬)

乙が紹介した候補者について、甲が一度不採用と判断した場合であっても、紹介日から 1 年以内に甲が当該候補者を採用した場合には、乙に対して第 2 条 1 項に定めるコンサルティング料を支払うものとする。

第5条(候補者の重複)

甲は、乙が紹介した候補者について、他の紹介会社または他の経路を通じて既に情報を取得していた場合には、当該候補者の選考開始前に乙にその旨を通知するものとする。

なお、甲の社内において複数の採用担当者が存在し、紹介済みである旨の社内共有がなされていなかったことにより通知が遅れた場合も、甲の責任において判断するものとし、最終的にどちらの紹介と見なすかは甲が決定するものとする。

第6条(資料の揭示)

甲は、乙がコンサルティング業務を行うために、その募集している人材のスペック、採用後の業務の内容、給与の予定等、乙が要求する必要な情報を提供するものとする。

第7条(業務提携先への情報公開について)

甲は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社およびインターネット・SNS 等に対し、求人票や会社案内など、委託者より入手した情報を、候補者を集客するために開示・提供する場合があることに、予め同意するものとする。但し、委託者が開示・公開を希望しない旨を事前に受託者に通知した場合はこの限りではなく、受託者は当該業務提供先に対し、受託者が本契約で負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

第8条(免責)

1. 乙は、甲に対して人材の採用を保証いたしません。また応募者の採用選考は全てクライアントの判断と責任により行われるものとし、乙は何ら責めを負わないものとする。
2. 乙は、明らかに乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲に提供した応募者に関する情報の正確性を保証しないものとする。
3. 乙は、乙が紹介した候補者と体験入社時及び採用決定後に、甲との間で発生したいかなる紛争・トラブルに関しても関知しないものとし、一切の責めを負わないものとする。ただし、乙の故意または重過失により発生した場合または乙の判断により関与する場合はこの限りではないものとする。

第9条(機密保持)

乙は、甲より人材採用コンサルティングの依頼があった事実のほか、第6条に基づき受領した情報を、機密として保持し、甲の事前の同意なく第三者(乙が候補者として甲に紹介する者を除く)に開示してはならない。但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。

- (1) 甲から開示を受ける前に既に乙で保有し、または乙が第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
- (2) 甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報
- (3) 甲から開示を受けた後に乙の責によらず公知となった情報
- (4) 甲から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく乙が入手した情報
- (5) 裁判所や行政機関からの命令により乙が開示を求められた情報

第 10 条(個人情報)

甲は、乙から知り得た、乙が紹介した候補者に関する一切の個人情報について、嚴重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。また、甲は、採用しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

第 11 条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。
 - (1) 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
 - (2) 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
 - (3) 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第 12 条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より 1 年間とする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は 1 年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。

第 13 条(契約の解除)

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の 1 つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき

(7) その他前各号に類する事情が存するとき

2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第 14 条(協議)

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。

第 15 条(準拠法及び電子契約)

1. 本契約に関する準拠法は日本法とする。
2. 本契約は、電磁的記録により作成し、電子署名を付すことで有効に成立するものとし、書面による契約と同等の効力を有する。

第 16 条(裁判管轄)

第 14 条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

本契約書は 2 通作成し、甲、乙が各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

甲

住所
会社
氏名

印

乙

住所 東京都新宿区西新宿 3-7-30 フロンティアグラン西新宿 1202
会社 FRUOR 株式会社
氏名 代表取締役 亀井 駿

有料職業紹介(許可番号 13-ユ-317802)

印